

東日本大震災に伴う 福島第一原発事故に対する声明

声 明

2011年4月11日

原研労組（日本原子力研究開発機構労働組合）

3月11日に発生した東日本大震災により被害に遭われた方々に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

この震災では多数の尊い人命が失われ、家も街も広範囲に破壊された。それに追い打ちをかけて、福島第一原発で大量の放射性物質が放出される重大事故が発生し、今なお、予断を許さない状況が続いており、大勢の方が避難を余儀なくされている。放射性物質の放出は続いており、農作物、水、魚などへの汚染も広がり、大変な事態になっている。

原研労組は、これまで、原子力の安全問題を重要な課題として認識し、「軽水炉について、きちんと試験研究を実施すべきである。安全性研究についても、大幅に予算も人員も拡充すべきである」と、何度も問題提起や提言などを繰り返してきた。これに対し国は、「軽水炉はブルーブン（実証済み）である」という「安全神話」のもとに、旧日本原子力研究所をはじめとする公的機関での軽水炉の試験研究を軽視し、一部の安全性研究などに限定するなど提言を無視してきた。しかし、今回の福島原発の事故に至り、もっと強力に軽水炉の安全問題に取り組むべきではなかったのかという思いを強く抱いている。

3月30日には、原子力安全・保安院が「緊急安全対策の実施」を各電力会社に指示した。その中では、「津波により3つの機能（全交流電源、海水冷却機能、使用済み燃料貯蔵プールの冷却機能）を全て喪失したとしても、炉心損傷や使用済み燃料の損傷を防止し、放射性物質の放出を抑制しつつ冷却機能の回復を図ること」に直ちに取り組むことを要求している。「全交流電源喪失」に至ると、炉心損傷に至ることは自明であり、この指示は当然のことである。炉心損傷に至るまでの時間は、PWRに比べてBWRでは相当短いことも分かっている。そもそも、地震と津波により「全交流電源喪失」に至る事態を真剣に想定していなかったことが、今回の重大事故と事態拡大に至る根本的な原因である。

福島第一原発における緊急の課題は、原子炉と使用済み燃料プール内の燃料の冷却を継続的に、かつ確実に行うことができるようにすることである。加えて、放射性物質の大気中及び海中への放出をできるかぎり食い止めることである。中長期的には、どのようにして「廃炉」にするかということにも、これまでにない検討や技術開発などが必要になる。そのためには、日本はもとより、世界中の研究者・技術者の知恵と力を結集し、国が強いリーダーシップをとって対応にあたるべきである。

日本原子力研究開発機構では、今日現在において、震災後からのべ4000人・日に近い職員が、事故に対する様々な支援に直接取り組んでいるとともに、関連する業務に多くの職員が

従事している。未曾有の事態において、必要であれば、さらに支援を充実させなければならない。原子力の公的機関として、今後の長期にわたる対策などに積極的に取り組む必要がある。

この事故により、日本の原子力における研究開発、安全対策、政策、各種組織、などを大幅に見直し、これまでの国の方針を変更せざるを得ないことは明白である。すでに、原子力安全・保安院を経済産業省から切り離し、原子力安全委員会と統合し、米国の原子力規制委員会（NRC）のような強い権限を持つ組織を設置することについて検討を開始すべきという声もある。これは、「推進と規制の分離」という国際的な常識に従うことであり、歓迎する。こうした状況において、日本原子力研究開発機構が担うべき役割、取り組むべき課題について、これまでどおりということはありません、当然見直されるべきである。

原研労組として、提言、要請、など、様々な行動を通じて、積極的に貢献していく決意である。

【地震発生時における福島原発及び東海原発の状況】

地震発生時に、福島第一原発では、1号機から3号機が運転中、4号機から6号機が定期検査のため停止中に震災が襲った。これまで様々な指摘がありながら、安全性よりも経済性を優先し、それを受け入れなかった結果、東電と国による想定をはるかに超える地震と津波により、1号機から6号機における非常用発電機系統のうち、すべての冷却用海水ポンプが損傷し、タービン建屋内に設置された非常用発電機は冠水し、1号機から5号機で損傷、6号機で一部損傷という事態に陥った。地震による鉄塔の倒壊により送電線からの外部電源も喪失した。この結果、「全交流電源喪失」の事態に陥り、原子炉及び使用済み燃料プールの冷却機能が失われたため、1号機から4号機で放射性物質の大量放出に至る大事故となった。東電の推定によれば、燃料の入っていた1号機から3号機の炉心の一部は損傷している。炉心の一部は溶融しているという報道もある。使用済み燃料プールに保管中の燃料の一部は破損していると考えられる。今後、炉心及び使用済み燃料プール内の燃料の冷却を確実に、かつ継続的に実施できる状態に移行できなければ、さらなる燃料の破損、溶融に進展し、放射性物質の大量放出に至る可能性がある。5号機及び6号機はなんとか残留熱除去系を復旧させ、大事故を回避した。

福島第二原発の1号機から4号機は地震発生時に運転中であったが、第一原発とは異なり、非常用発電機を原子炉建屋内に設置していたため、震災に遭遇しても、すべて健全であったが、冷却用海水ポンプは3号機用を除いて損傷した。しかし、送電線を経由した外部電源を受電できたため、このような事態の中で、かろうじて、全機で冷却機能を維持し、事故を回避できた。

茨城県東海村にある日本原電の東海第二原発は運転中であったが、3機ある非常用発電機のうち1機の冷却用海水ポンプが津波により海水をかぶったために停止したが、残りの2機の非常用発電機により、原子炉の冷却が行われた。津波用防護壁をかさ上げしていたことにより、非常用発電機系統のすべてが使用不能となるという最悪の事態を免れた。地震とともに、送電線からの外部電源は喪失していたため、もし、すべての非常用発電機が停止していれば「全交流電源喪失」に至り、福島第一原発と同じような深刻な事態に陥っていた可能性がある。

2011 年度春闘要求書を提出しました。

3月10日(木)に原研労組は「2011年度賃金・労働条件改善要求について(要求書)」を機構に提出しました。これは、昨年9月5日と今年3月4日に開催した2回の大会、その他の支部大会や、それに先立つ分会討議などで、組合員から執行部に寄せられた多くの意見や要望を取り纏め、機構に要求するものです。

今後は団体交渉等の場で、この春闘要求書に対して機構側の誠実な回答を求めるとともに、具体的な諸課題について機構側と交渉を行っていきます。【3回に分け全文掲載予定】

2011年度賃金・労働条件改善要求 (その1)

賃金の大幅引き上げと格差是正について

1. 本給について

- (1) 本給を平均1万7千円以上引き上げること。政府、政法連等の不当な規制を排し、労働組合の要求に沿って自主交渉、自主決着すること。このため賃上げ等の財源確保に特段の努力をすること。
- (2) 旧2法人の処遇の実態を明らかにするとともに、全職員の現員現給表を労働組合に提示すること。また、モデル賃金を明示し、それに沿って、過去の人事考課等による不利益を解消すること。特に、旧サイクル機構において不当な差別により低い賃金を強いられてきた職員に対し、標準ラインの賃金格付けにすること。
- (3) 初任給については「従来の経緯」を尊重し、国家公務員を「額・率」ともに上回ること。また、初任給の付則扱いを改めること。
- (4) 臨時職員の賃金は高卒初任給相当の月給制とし、経験年数に応じて増額すること。
- (5) 休職扱いとなった長期疾病者の本給と家族手当は全額支給すること。

2. 人事評価制度等について

- (1) 人事評価制度は、過去の交渉経緯及び実施状況を考慮し、研究開発機関にふさわしい人事評価制度となるよう、労働組合と誠意ある交渉を行うこと。
- (2) 旧原研及び旧サイクル機構における人事考課による不当な差別を完全に是正すること。
- (3) 旧原研における安全な原子力の研究開発を求める勇気ある発言及び、事故等に関連して行われた過去の処分について見直しを行い、処分を受けた者の名誉回復を図ること。

3. 昇給・昇格について

- (1) 職務職階による昇任と昇格の分離を行うこと。各級の最長在級年数を次のとおりとすること。
1級:4年、2級:3年、3級:3年、4級:4年、5級:5年、6級:6年、7級:7年
当面、在級年数の長い「枯れすすき滞留者」について、現在の「昇格必要在級年数」の基準とは別に、5級100号以上の5級在級者を6級へ昇格させることを定める「最長在級年数」制度を導入すること。
- (2) 経歴換算等により不利益をうけている職員の本給を直ちに同年齢者と同等とすること。当面1年につき1号給の回復措置を取るよう制度化すること。

諸手当の引き上げと新設について

統合時に提案された諸手当について、以下の要求に沿って改善すること。統合によって変更された手当等の移行措置について、本給を含めた総額が下がることの無いような措置とすること。また、合意を得たものは速やかに協定を締結すること。

- (1) 研究手当:研究職として採用した職員は、採用時から研究員と認定すること。旧原研で研究手当を受給していた者は、研究員又は技術員に認定し、手当を支給すること。また、研究員・技術員の認定基準の見直し及び研究員等の賃金のあり方について、労働組合と協議すること。
- (2) 放射線業務手当:現行の放射線業務手当制度は、到底受け入れられないものであり、直ちに撤回すること。要求書「放射線業務手当問題に関して(2005年10月21日付け57原研労中1-21号)」にそって、混乱の責任を明確にした上で、改善すること。
- (3) 家族手当:配偶者には20,000円、配偶者以外の扶養者には10,000円、但し、配偶者のいない場合の第一扶養者には20,000円とすること。
- (4) 通勤手当:公共交通機関により通勤する者には全額を支給すること。自動車等の維持費等の経費を適正に考慮した額を支給すること。徒歩で通勤する者についても、自動車通勤に準じて支給すること。
- (5) 住居手当:借間、借家居住者に支給する住居手当は50,000円まで全額支給すること。持家者には一律10,000円を支給すること。
- (6) 単身赴任手当:本給の30%とすること。また、毎週帰省できる交通費を支給すること。
- (7) 地域調整手当:東京特別区以外の支給割合を5%まで引き上げること。
- (8) 超勤手当:サービス超勤を無くすこと。なお、超過勤務手当の乗率を100分の150とすること。また、休日に勤務する場合の手当の乗率を100分の200とすること。加えて、休日勤務における代休を強制せず、超勤協定枠内で超過勤務手当の実績支払いを選択できるようにすること。
- (9) 深夜勤務手当:算定時間を午後10時から午前6時までの拘束時間とし、乗率は100分の50とすること。
- (10) 交替勤務手当:1回あたり本給の2%とすること。但し、休日(土、日、祝祭日)に勤務する場合はこれを4%とすること。
- (11) 非常事故防護活動手当:非常事故防護活動に関して、以下の手当を支給すること。
防護隊・消防隊の隊員手当は本給の2%とすること。
訓練・待機手当は1回あたり5,000円とすること。
出勤手当は管理区域内活動で50,000円、管理区域外活動で20,000円とすること。
所外における事故の支援活動も同様の扱いとすること。
- (12) 緊急呼出手当を復活し、1回あたり昼は5,000円、夜は6,000円とすること。
- (13) 原子炉施設等の管理業務に従事する者に、原子力施設等管理手当を新設すること。
- (14) 特殊勤務手当:特殊勤務手当並びに代勤手当を新設し、警備職員等の特勤者に勤務に応じて支給すること。これらの手当額は本給の10%とすること。
- (15) 管理職員特別勤務手当:課長代理職の職員が超過勤務を行う場合は、超過勤務手当又は管理職員特別勤務手当を支給すること。また緊急時の呼び出しによる超過勤務や休日勤務を行った場合、代休や振休を強制せず管理職員特別勤務手当を支給すること
- (16) 期末手当:別途要求する。
- (17) その他:発明考案に関する報償金等を増額・改善すること。